

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- e. 健康経営に関する取組 (全国健康保険協会(協会けんぽ)と連携し、健康職場に努めます。)
- f. BCP/事業継続 (事業継続力強化計画に基づき、従業員の人命を第一に考え取り組みます。)

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

当社は「より良く、より速く、より安く、より安全に」を社是に掲げており、当社に係るすべての協力会社と信頼関係を築き「この技術を自然のために、人のために」をモットーに取り組んでおり、取引先における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分については、適切な価格協議を行うとともに、取引価格への転嫁に努めます。

また、定期的に関催の職長会等で協力会社とコミュニケーションをとることで、さらなるパートナーシップの強化に努めてまいります。

2026年2月16日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

池原工業株式会社

企業名

代表取締役 池原純

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。